

健水発 0418 第 1 号
平成 23 年 4 月 18 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」及び
「乳児による水道水の摂取に係る対応について」の訂正について

放射性物質に関する水道水の摂取に係る対応については、平成23年3月19日付け健水発0319第1号厚生労働省健康局水道課長通知「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」及び平成23年3月21日付け健水発0321第1号厚生労働省健康局水道課長通知「乳児による水道水の摂取に係る対応について」により周知指導方いただいているところですが、訂正することとしましたので通知いたします。

については、貴管下水道事業者等に対する周知についてよろしく御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

関係通知の訂正

1. 厚生労働省健康局水道課長通知「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」（平成23年3月19日付健水発0319第1号）の訂正について
 - （1）参考2及び参考3を別紙1新旧対照表のとおり訂正すること。
 - （2）別紙を別紙2新旧対照表のとおり訂正すること。
2. 厚生労働省健康局水道課長通知「乳児による水道水の摂取に係る対応について」（平成23年3月21日付健水発0321第1号）の訂正について
参考3を別紙3新旧対照表のとおり訂正すること。

別 紙 1

「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」(平成 23 年 3 月 19 日付健水発 0319 第 1 号)
 新旧対照表

訂正後 (新)	訂正前 (旧)
<p>(略)</p> <p>(参考 2) 「飲食物摂取制限に関する指標」の考え方 原子力安全委員会により、ICRP が勧告した放射線防護の基準 (放射性セシウムは実効線量 5 ミリシーベルト/年、放射性ヨ ウ素は<u>甲状腺 (等価) 線量 5 0 ミリシーベルト/年 (実効線量 として 2 ミリシーベルト/年に相当^{注)})</u> を基に、我が国の食品 の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎 (飲料水、食品等) に定められている。</p> <p><u>注) ICRP publication103(2007)に基づく甲状腺の組織加重係 数 0.04 を乗じて算出</u></p> <p>(参考 3) 放射能等の強さを示す単位について (略)</p> <p>(例 1) 200Bq の放射性セシウム 137 が検出された飲み水を 1kg 飲んだ場合の人体への影響は、<u>成人の場合</u>、$200 \times 1.3 \times 10^{-5}$ $(※) = 0.0026\text{mSv}$ (ミリシーベルト=Sv の 1/1000) となる。</p> <p>(例 2) 300Bq の放射性ヨウ素 131 が検出された飲み水を 1kg 飲んだ場合の人体への影響は、<u>成人の場合</u>、$300 \times 2.2 \times 10^{-5}$ $(※) = 0.0066\text{mSv}$ となる。</p> <p>※ 実効線量係数 (経口) : <u>経口摂取した放射性物質の量 (単位 はベクレル) から生体影響を評価するための実効線量 (単位は</u></p>	<p>(略)</p> <p>(参考 2) 「飲食物摂取制限に関する指標」の考え方 原子力安全委員会により、ICRP が勧告した放射線防護の基準 (放射性セシウムは実効線量 5 ミリシーベルト/年、放射性ヨ ウ素は<u>実効線量 5 0 ミリシーベルト/年</u>) を基に、我が国の食 品の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎 (飲料水、食品等) に定められている。</p> <p>(参考 3) 放射能等の強さを示す単位について (略)</p> <p>(例 1) 200Bq の放射性セシウム 137 が検出された飲み水を 1kg 飲んだ場合の人体への影響は、$200 \times 1.3 \times 10^{-5}$ (※) = 0.0026mSv (ミリシーベルト=Sv の 1/1000) となる。</p> <p>(例 2) 300Bq の放射性ヨウ素 131 が検出された飲み水を 1kg 飲んだ場合の人体への影響は、$300 \times 2.2 \times 10^{-5}$ (※) = 0.0066mSv となる。</p> <p>※ 実効線量係数 (経口) : <u>放射能の単位であるベクレルから生 態影響の単位であるシーベルトに換算する係数。核種、化学形、</u></p>

シーベルト) に換算する係数。核種、化学形、摂取経路により放射線障害防止法などで規定。

(略)

摂取経路により放射線障害防止法などで規定。

(略)

別紙2

「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」（平成23年3月19日付健水発0319第1号）

新旧対照表

訂正後（新）	訂正前（旧）
<p style="text-align: center;">＜別紙＞</p> <p style="text-align: center;">放射性物質を含む水道水の飲用以外の利用に関するリスク について</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2) 水道水からの揮発を考慮した線量の推定 （略）</p> <p>以上のように、飲用以外の水道水の利用による推定被ばく量は、原子力安全委員会が示す食品等の飲食物制限に関する指標の根拠となった放射性よう素 ^{131}I (^{131}I) の <u>甲状腺（等価）線量</u> 50mSv/y（実効線量として 2mSv/y に相当^{注）}）、放射性セシウム ^{137}Cs (^{137}Cs) の実効線量 5mSv/y に比べて十分小さいと考えられる。また、以上の推定は1年間継続して同等の放射性物質濃度の水道水を利用した場合を想定しており、一時的にこの数値を超えた場合に直ちに健康に影響が出ること示すものではない。</p> <p><u>注）ICRP publication103(2007)に基づく甲状腺の組織加重係数 0.04 を乗じて算出</u></p>	<p style="text-align: center;">＜別紙＞</p> <p style="text-align: center;">放射性物質を含む水道水の飲用以外の利用に関するリスク について</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2) 水道水からの揮発を考慮した線量の推定 （略）</p> <p>以上のように、飲用以外の水道水の利用による推定被ばく量は、原子力安全委員会が示す食品等の飲食物制限に関する指標の根拠となった放射性よう素 ^{131}I (^{131}I) の <u>実効線量</u> 50mSv/y、放射性セシウム ^{137}Cs (^{137}Cs) の実効線量 5mSv/y に比べて十分小さいと考えられる。また、以上の推定は1年間継続して同等の放射性物質濃度の水道水を利用した場合を想定しており、一時的にこの数値を超えた場合に直ちに健康に影響が出ること示すものではない。</p>

別 紙 3

「乳児による水道水の摂取に係る対応について」（平成 23 年 3 月 21 日付健水発 0321 第 1 号）

新旧対照表

訂正後（新）	訂正前（旧）
<p data-bbox="607 440 667 475">(略)</p> <p data-bbox="181 536 1093 858">(参考 3) 「飲食物摂取制限に関する指標」の考え方 原子力安全委員会により、ICRP が勧告した放射線防護の基準(放射性セシウムは実効線量 5 ミリシーベルト/年、放射性ヨウ素は <u>甲状腺(等価)線量 50 ミリシーベルト/年(実効線量として 2 ミリシーベルト/年に相当^{注)})</u>) を基に、我が国の食品の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎(飲料水、食品等)に定められている。</p> <p data-bbox="181 874 1093 959"><u>注) ICRP publication103(2007)に基づく甲状腺の組織加重係数 0.04 を乗じて算出</u></p>	<p data-bbox="1559 440 1619 475">(略)</p> <p data-bbox="1144 536 2038 810">(参考 3) 「飲食物摂取制限に関する指標」の考え方 原子力安全委員会により、ICRP が勧告した放射線防護の基準(放射性セシウムは実効線量 5 ミリシーベルト/年、放射性ヨウ素は実効線量 50 ミリシーベルト/年) を基に、我が国の食品の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎(飲料水、食品等)に定められている。</p>